

写

保年発 第 001152 号

平成 30 年 1 月 30 日

熊本市国民健康保険運営協議会

会長 江藤正行 様

熊本市長 大西 一史



平成 30 年度国民健康保険料率等について（諮問）

平成 30 年度からの国民健康保険制度改革に伴い、国保事業費納付金を県に納付し、保険給付に必要な費用は全額県から交付を受ける制度となることから、納付金を納付するために必要な保険料総額を収納するため、県から示される標準保険料率を参考として、保険料率改定を実施することとしております。

つきましては、平成 30 年度国民健康保険料率等について、下記のとおり諮問します。

記

1 国民健康保険料の賦課割合について

(1) 基礎賦課額の賦課割合

所得割	100分の43.64	(現行100分の50)
被保険者均等割	100分の39.45	(現行100分の35)
世帯別平等割	100分の16.91	(現行100分の15)

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の賦課割合

所得割	100分の44.65	(現行100分の50)
被保険者均等割	100分の38.74	(現行100分の35)
世帯別平等割	100分の16.61	(現行100分の15)

(3) 介護納付金賦課額の賦課割合

所得割	100分の46.44	(現行100分の50)
被保険者均等割	100分の53.56	(現行100分の50)

2 国民健康保険料率について

(1) 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の8.34 (現行100分の9.3)
被保険者均等割	35,100円 (現行28,800円)
世帯別平等割	25,600円 (現行22,600円)

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.27 (現行100分の2.6)
被保険者均等割	9,600円 (現行8,100円)
世帯別平等割	7,000円 (現行6,100円)

(3) 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.04 (現行100分の2.2)
被保険者均等割	15,400円 (現行14,100円)

3 賦課限度額について

基礎賦課限度額	58万円 (現行54万円)
後期高齢者支援金等賦課限度額	19万円 (据置)
介護納付金賦課限度額	16万円 (据置)

4 適用期日 平成30年4月1日